

水月湖年縞取材支援補助金交付要領

（通則）

第 1 水月湖年縞取材支援補助金の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和 46 年福井県規則第 20 号）およびエネルギー環境部自然環境課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 この補助金は、福井県外のメディア等が福井県年縞博物館およびその周辺地域で行う現地取材やロケ（撮影）に係る費用（以下「取材費用」という。）を助成することにより、マスメディア等における水月湖年縞の露出を高め、水月湖年縞の知名度向上、福井県年縞博物館への来館促進を図ることを目的とする。

（補助対象事業等）

第 3 補助金交付の対象者、経費、補助率、補助限度額は、次のとおりとする。

補助事業者	取材費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たす者とする。 ①媒体運営企業または制作会社であること。 ②取材に基づく雑誌等への記事の掲載（WEBを含む。）またはテレビでの放映等（以下「記事の掲載等」という。）により、水月湖年縞の知名度向上、福井県年縞博物館への来館が期待されること。 ③福井県年縞博物館およびその周辺地域において取材し、記事の掲載等を行うこと。 ④原則として令和 8 年 3 月 15 日までに記事の掲載等が実施されること。
補助対象経費	取材費用に要する経費
補助対象費目	交通費、宿泊費、その他取材に係る経費
補 助 率	定額
補 助 限 度 額	100 千円

（補助金額）

第 4 補助金の交付額は、補助対象となる経費から寄付金その他の収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、上限を 100 千円とする。

（補助金の交付申請）

第 5 補助金の交付申請は、次の関係書類を知事に提出する。

（1）補助金交付申請書（様式第 1 号）

（2）事業実施計画書

①掲載等企画書

ア 掲載を予定している媒体およびその媒体の概要

イ 媒体の発行日

- ウ 発行部数、視聴率等
- エ 掲載規模
- オ その他、参考になる事項

②取材行程計画書

- ア 取材者
- イ 取材スケジュール
- ウ 取材先

(3) 補助金所要額調書

(4) 参考書類

(補助金の交付決定)

第6 知事は、前条の規定により補助金交付申請を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは補助金の交付を決定し、当該補助事業者はその旨を通知する。

(補助事業の変更)

第7 補助事業の内容等を変更しようとする場合には、要綱に定めるとおり、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、要綱別表第3に定める軽微な変更については、この限りではない。

(補助事業の中止または廃止)

第8 補助事業を中止または廃止しようとする場合には、知事が指示する関係書類を遅滞なく提出するものとする。

(事業実績報告書)

第9 補助事業の実績報告は、次の関係書類を知事に提出する。

(1) 事業完了実績報告書(様式第2号)

- ①成果報告書
- ②掲数記事等成果物

(2) 補助金精算調書

(補助金額の確定)

第10 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11 補助金の請求は、前条の規定により補助金額が確定後、補助金交付請求書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

2 補助金等交付請求書には、交付決定通知書の写しを添付するものとする。

(帳簿等の整備)

第12 補助事業者は、この補助事業に係る帳簿および証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則 この要領は、平成7年4月1日から適用する。